

# 見える化通信

## マイナンバーカードの健康保険証利用 利便性実感できる環境整備を



マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。このマイナ保険証、私たちにとってどのようなメリットがあるのでしょうか。そして課題はないのでしょうか。

電機連合 総合産業・社会政策部門

10月から本格運用開始

今年10月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。事前にマイナポータル(マイナンバーカードを使った個人向けサイト)などで利用登録すれば、あとは医療機関等に設置された顔認証付き(または4桁の暗証番号)のカードリーダーにマイナンバーカードをかざすだけで、本人確認ができるようになります。



### 利用のメリット

利用すると、どんなメリットがあるのでしょうか。まず、病院の窓口での本人確認がオンラインでできるため、人との接触が最小限になり、受付待ち時間の短縮にもつながります。

また高額療養費制度<sup>1</sup>の利用が簡単になります。これまでは「限度額適用認定証」がないと、患者は一時的に窓口で医療費を負担しなければなりません。これがマイナンバーカードを利用すると限度額以上の支払いをする必要はなくなります。

さらにマイナポータルで自身の処方薬や特定健診(40歳以上)、医療費通知の情報をいつでも確認できるようにするため、日頃から健康管理がしやすくなります。薬と特定健診情報については患者本人の同意があれば、医療機関・薬局は確認することができ、患者が曖昧な記憶から口頭で説明する必要はありません。正確なデータに基づいて診察や処方をしてもらえ

るため、適切な医療を受けやすくなります。

その他、転職や結婚、引っ越しの際に新しい保険証の発行を待たずに医療機関等を受診できたり、確定申告の医療費控除の手続きが簡便になるなど、利便性の向上が期待されます。

医療機関側にもメリットがあります。これまで人に頼っていた保険資格の確認作業を自動化できるため、受付の業務負荷の軽減や情報の入力ミスなどによる過誤請求を防げるなどの効果が見込まれます。

### 進まない医療機関等の導入 運用開始施設7.6%

しかしながら医療機関等のシステム対応が遅れています。11月21日時点で顔認証付きのカードリーダーを導入し利用準備が完了した施設(病院、診療所、薬局)はわずか11.3%、運用を開始した施設は7.6%にとらに少なくなっています。これでは利用したくとも使える施設が限られ、私たちは導入の効果を十分に実感することができません。

政府は導入促進に向けた取り組みを強化して、保険証として使える病院などを増やし、「2023年3月末までに概ねすべての施設での導入<sup>2</sup>」としています。この取り組みを着実に進めることが求められます。

<sup>1</sup>令和元年9月デジタル・ガバメント関係会議で示された政府目標

### 利便性実感が不可欠 データヘルス改革に期待

患者側の健康保険証の利用登録を増や

■図表1 データヘルス改革工程表  
～マイナポータルで閲覧可能となる医療健康情報～



す取り組みも必要です。11月21日時点でマイナンバーカード交付数約5000万枚(人口比約4割)に対し、利用登録は1割程度の600万件ほどに留まっています。今後普及させていくためには、国民がその利便性を真に実感できる環境整備が欠かせません。

期待される取り組みがデータヘルス改革です。政府は、生涯にわたる自身の健康医療情報をマイナポータルで確認することができるよう環境整備を進めています。すでに乳幼児健診や予防接種歴、処方薬、特定健診結果の情報が閲覧可能となりました。2022年度からは電子処方箋や受診した医療機関名、手術情報などを、さらに24年度からは電子カルテを加え、検査結果やレントゲンの検査の画像情報などについても、本人が確認できるようにする方針です(図表1)。

自らの健康維持や病気の予防、ひいては国の医療費削減が期待されるこうした取り組みに、今後も注視が必要です。